

指定管理者制度導入施設 令和4年度決算資料

施設名	鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館（鳴門市大麻町三俣字前野2番地1）	担当	総合教育人権課
------------	--	-----------	---------

1. 指定管理の状況

(1) 指定管理者

【団体名】 特定非営利活動法人 ヒューライツ鳴門
 【代表者名】 理事長 藤原 文男
 【所在地】 鳴門市大麻町三俣字前野18番地

(2) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

(3) 指定管理の内容

- ①青少年の人権問題に関する自主的団体活動の促進に関する業務
- ②青少年に対する人権問題の各種講習会等の開催に関する業務
- ③青少年に対する人権問題の各種相談及び指導に関する業務
- ④児童の個別及び集団活動の指導に関する業務
- ⑤児童の地域活動の援助に関する業務
- ⑥その他児童の健全育成指導に関する業務
- ⑦施設、備品の維持管理に関する業務
- ⑧施設の利用に関する業務
- ⑨利用者の安全確保に関する業務
- ⑩その他鳴門市教育委員会が必要と認める業務

2. 指定管理者事業報告書概要

(1) 管理業務の実施状況

- ①開館日数： 年間295日
- ②管理体制： 総括責任者1名、保育士1名、青少年指導員2名、児童指導員3名の7名体制により管理運営業務を実施。
- ③業務実施状況： 毎月、「青少年会館だより」を発行、近隣の学校等に配布し、館の活動状況を広報するなど、活動への参加者の増加を図るとともに人権意識の高揚に努めた。人権問題学習会・ふれあい教室等の実施や交流学習会を通じ、地域に根ざした人権教育・啓発を推進した。夜間・休日の業務については、代休等を活用し、経費の縮減に努めた。施設及び遊具等の備品について、常に整理・点検を行うとともに、清潔にした。また、新型コロナウイルス感染症予防のための消毒等、これまで以上に施設の美化に努め、利用者に不快感を与えないよう心掛けた。
- ④利用サービス向上への取り組み：
 児童館を利用する小学校児童については、職員が学校まで迎えに行くなど、安全面に配慮した。また、利用者の要望を受け、学校の長期休業中には早朝から開館する等の対応をとっている。

(2) 利用等の状況

（単位：人）

利用者数	幼児	小学生	中学生	高校生	青年	その他	合計
	157	3,510	451	2	200	2,375	6,695

(3) 利用料金収入の状況

なし

(4) 管理に係る収支の状況

【収入の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減額	備 考
指定管理料	19,400,000	19,400,000	-	
雑収入	-	36	36	預金利息
合 計	19,400,000	19,400,036	36	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減額	備 考	
人件費	16,190,000	16,207,661	17,661		
管理費	事業費	500,000	500,000	-	子ども会運営事業等の補助
	報償費	1,250,000	1,250,000	-	人権問題学習会等の開催費用
	消耗品費	400,000	433,294	33,294	事務用品・教材費ほか
	印刷製本費	30,000	13,659	△ 16,341	印刷代ほか
	通信運搬費	100,000	96,726	△ 3,274	電話代・切手ほか
	修繕料	90,000	1,000	△ 89,000	一輪車パンク修理代
	旅費	130,000	134,020	4,020	全国人権保育研究集会ほか
	光熱水費	480,000	505,063	25,063	電気・水道・灯油代ほか
	手数料	30,000	23,530	△ 6,470	浄化槽保守点検費
	委託料	15,000	12,320	△ 2,680	浄化槽維持管理委託料
	使用料及び賃借料	120,000	194,122	74,122	マイクロバス借上料ほか
	負担金	15,000	13,220	△ 1,780	県児連年会費
	保険料	50,000	35,310	△ 14,690	児童等安全共済保険料ほか
	備品購入費	-	-	-	
小 計	3,210,000	3,212,264	2,264		
合 計	19,400,000	19,419,925	19,925		

差し引き収支額 △ 19,889 円 (不足分については、指定管理者自己負担)

3. 令和4年度鳴門市からの指定管理者への補助金及び委託料

(1) 補助金明細
な し

(2) 委託料明細

(単位：円)

事業名	決算額	担当課
鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館指定管理料	19,400,000	総合教育人権課

4. 管理運営状況について

開館日数	導入前		開館時間	導入前	
	R1	293日		R1	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
	R2	305日		R2	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
	R3	299日		R3	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
	R4	295日		R4	8時30分～18時 長期休業日8時～18時
利用者 (件) 数及び 施設使用 者(件)数	H30	本館 8,112人 分館 4,431人	モニタリング 評価結果	評価 (A～C)	B
	R1	本館 7,266人 分館 3,651人		施設所管課 所見	
	R2	本館 5,207人 分館 1,990人		履行確認 (*1)	
	R3	本館 4,960人 分館 2,171人		青少年の人権意識の高揚を図るための取り組みや施設の美化をはじめ、節電・節水・代休等の活用など経費の節減にも努めている。	
	R4	本館 4,316人 分館 2,379人		サービス水準 (*2)	
				安全面の配慮から学校までの迎えや、利用者の要望に応じて開館時間の拡大を行うなど柔軟に対応している。	
				安定性評価 (*3)	
				コロナ禍でさまざまな行事等が中止・延期となるなかで、経費を適切に区分し、優先順位を付けて計画的な支出に努めている。	
利用料金及び使用料収入について	施設の利用料は無料				
利用サービス向上策	指定期間 共通	毎月一回青少年会館だよりを発行し、学校や保護者、周辺の公共施設に配布し、周知に徹底をはかるとともに一人でも多く来館してもらうため行事に対し創意工夫をする。 職員研修に関しては、地方公共団体が開催する研修会や、さまざまな団体が開催する研修会に積極的に参加し、自己研鑽に努める。			
	R1	長期休業中（夏休み等）の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に繰り上げ、保育業務等を行っている。また、新型コロナウイルス感染症予防による臨時休校時にも同様の対応を行った。			
	R2	長期休業中（夏休み等）の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に繰り上げ、保育業務等を行っている。			
	R3	長期休業中（夏休み等）の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に繰り上げ、保育業務等を行っている。			
	R4	長期休業中（夏休み等）の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に繰り上げ、保育業務等を行っている。			

*評価 (A～C) の定義

- A・・・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- B・・・協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- C・・・協定書等を遵守しているものの、内容の一部に課題がある、または改善の必要な内容である。

*施設所管課 所見

- (*1) 履行確認・・・協定書や仕様書等に定められた事業や業務等の履行状況の確認を行います。
- (*2) サービス水準・・・どの程度の水準のサービスを提供しているのかについて測定・評価します。
- (*3) 安定性評価・・・サービス提供の継続性・安定性について収支状況や事業計画と実績との比較等により確認・評価を行います。